社会保障改革案＜個別分野における主な改革項目＞及び別紙１「社会保障改革の具体策、工程及び費用試算」に係る参考資料

Ⅰ　子ども･子育て

～　子ども・子育て新システムについて　～

基本的考え方

○急速な少子化の進行
○結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
・独身男女の約９割が結婚意思を持っており、
希望子ども数も２人以上。

⇒

○全世代対応型の社会保障
○社会全体で子ども・子育てを支援
子ども・子育て支援は未来への投資
結婚・出産・子育ての希望がかなう社会を実現

○子ども・子育て支援が質・量ともに不足
○子育ての孤立感と負担感の増加

⇒

○すべての子どもへの良質な成育環境の保障
質の高い幼児教育・保育の保障、地域の子育て支援の充実

・家族関係社会支出の対ＧＤＰ比の低さ（日：1.13%、仏：3.00%、英：3.27%、ｽｳｪｰﾃﾞﾝ：3.35%）

○深刻な待機児童問題、放課後児童クラブの不足「小1の壁」
○Ｍ字カーブ（３０歳代で低い女性の労働力率）の解消

⇒

○保育の量的拡大により、待機児童を解消し、男女が子育てと仕事を両立できる社会を実現

○子育て支援の制度・財源の縦割り
○地域の実情に応じたサービス基盤整備が不十分

⇒

○成長に応じて必要となる子育て支援の制度・財源を一元化
○子ども・子育て会議の設置
○潜在ニーズを含む住民ニーズを把握、計画的なサービス基盤の整備（市町村が責任を果たせる仕組みに）

改革案の具体的内容（ポイント）

■すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、社会全体で子ども・子育てを支援
○　すべての子ども・子育て家庭への支援（子ども手当、地域子育て支援など）
○　幼保一体化（こども園（仮称）の創設）
・　質の高い幼児教育・保育の一体的提供
・　保育の量的拡大
・　家庭での養育支援の充実

■新たな一元的システムの構築
○基礎自治体（市町村）が実施主体
・　市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・サービスを実施
・　国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える
○子ども・子育て会議（仮称）の設置
・　有識者、地方公共団体、労使代表、子育て当事者、関係団体、ＮＰＯ等の子育て支援当事者等が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みを検討
○社会全体（国・地方・事業主・個人）による費用負担
・　国及び地方の恒久財源の確保を前提
○政府の推進体制・財源を一元化
・　制度ごとにバラバラな政府の推進体制、財源を一元化

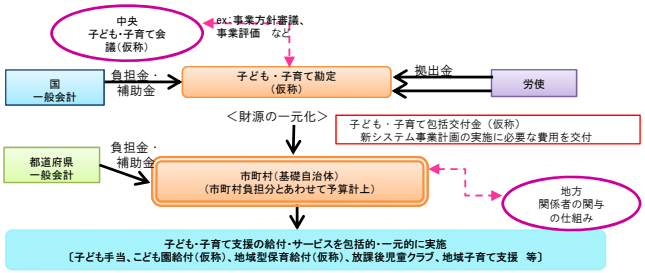

給付設計の全体像

■子ども手当（現金）

■ 地域子育て支援事業（仮称）

（※）都道府県が実施する社会的養護等の事業と連携して実施。

・ 地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、児童館 等

・ 市町村の独自給付

■ 妊婦健診

■ 出産・育児に係る休業に伴う給付（仮称）

■ こども園給付（仮称）

こども園（仮称）
： 総合施設（仮称）、幼稚園、保育所、それ以外の客観的な基準を満たした施設をこども園（仮称）として指定

■ 地域型保育給付（仮称）

・小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

■ 延長保育事業、病児・病後児保育事業

■ 放課後児童クラブ

こども園給付（仮称）及び地域型保育給付（仮称）の仕組み

利用者の選択に基づく給付の保障

○ サービスの確実な保障＝市町村による認定
○ 市町村関与の下、利用者と事業者の間の公的契約（仮称）
○ 市町村が適切なサービスの確実な利用を支援
○ 利用者補助方式と公定価格を基本とした現物給付
・・・サービスの多様化の観点を踏まえた柔軟な制度設計と多様なサービスの特性への配慮

多様な事業者の参入によるサービス基盤の整備

○ 指定事業者の仕組みの導入
（多様なサービス類型ごとの基準）
○ イコールフッティング
・ 施設整備費の在り方の見直し等
○ 撤退規制、情報開示等のルール化
○ 質の向上の検討

【参考：給付と事業の区分】

子ども・子育て支援給付（仮称）
（個人に対する給付として実施するもの）

■ 子ども手当

■ こども園給付（仮称）

こども園（仮称）
： 総合施設（仮称）、幼稚園、保育所、それ以外の客観的な基準を満たした施設をこども園（仮称）として指定

■ 地域型保育給付（仮称）

・小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

■ 出産・育児に係る休業に伴う給付（仮称）

子ども・子育て支援事業（仮称）
（市町村の事業として実施するもの）

■ 地域子育て支援事業（仮称）

（※）都道府県が実施する社会的養護等の事業と連携して実施。

・ 地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、児童館 等

・ 市町村の独自給付

■ 延長保育事業、病児・病後児保育事業など

■ 放課後児童クラブ

■ 妊婦健診

新システムの実施に向けた考え方

○ 潜在ニーズを含む保育等の量的拡充は、最優先で実施すべき喫緊の課題。
○ これと併せて、職員配置の充実など必要な事項について、子ども・子育て新システムの制度の実施のため、財源を確保しながら、実施。

【主な内容】

■ 保育、放課後児童クラブ、地域子育て支援、社会的養護等の量的拡充 ※子ども・子育てビジョンベース

■ 0～2歳児保育の体制強化による待機児童の解消
- 現在の幼稚園の0～2歳児保育への参入の促進
- 小規模保育など新たなサービス類型を創設
- 長時間の保育ニーズへの対応・延長保育の充実　等

■ 質の高い学校教育・保育の実現（幼保一体化の推進）
- 3歳児を中心とした配置基準の改善
- 病児・病後児保育、休日保育の充実
- 地域支援や療育支援の充実
- 給付の一体化に伴う所要の措置　等

■ 総合的な子育て支援の充実
- 子育て支援コーディネーターによる利用支援の充実　等

■ 放課後児童クラブの充実

■ 社会的養護の充実

（追加所要額）
1兆円超
（2015年）

※1 上記のほか、更なる質の向上のため、職員の処遇の更なる改善、長時間の保育ニーズへの更なる対応等に取り組む。
※2 財源は、税制抜本改革以外の財源も含めて検討。
※3 新システムの施策については、給付等に応じて公費・事業主拠出により負担。具体的には検討中。
※4 上記の追加所要額には、施設整備費は含まない。
※5 指定制の導入による保育等への多様な事業主体の参入を促進。（質を確保するための基準とあわせて質の改善を図る。）

（注） ここで言う「学校教育」とは、学校教育法に位置付けられる小学校就学前の子どもを対象とする教育（幼児期の学校教育）を言い、「保育」とは児童福祉法に位置付けられる乳幼児を対象とした保育を言う。

幼保一体化の具体的な仕組みについて

＜具体的仕組み＞

○ **給付システムの一体化**
～子ども・子育て新システムの創設～

- **地域における学校教育・保育の計画的整備**
  ～市町村新システム事業計画の策定～
  市町村は、地域における学校教育・保育の需要をはじめ、子ども・子育てに係る需要の見込み及び見込量の確保のための方策等を内容とする市町村新システム事業計画（仮称）を策定する。

- **多様な保育事業の量的拡大**
  ～指定制度の導入～
  客観的基準を満たした施設及び多様な保育事業への財政措置を行うことにより、多様な事業者の保育事業への参入を促進し、量的拡大を図る。

- **給付の一体化及び強化**
  ～こども園給付（仮称）の創設等～
  学校教育・保育に係る給付を一体化したこども園給付（仮称）を創設することにより、幼児教育・保育に関する財政措置に関する二重行政の解消及び公平性の確保を図る。

○ **施設の一体化**
～総合施設（仮称）の創設～
学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する総合施設（仮称）を創設する。

＜効果＞

質の高い学校教育・保育の一体的提供
- 地域における学校教育・保育の計画的整備及び総合施設（仮称）等により、質の確保された学校教育・保育が一体的に提供。
- 配置基準の見直し等により、学校教育・保育の質がさらに向上。

保育の量的拡大
- 幼稚園から総合施設（仮称）への移行により、保育が量的に拡大。
- 客観的基準を満たした施設及び保育ママ等の多様な保育事業への財政措置（指定制）により、保育が量的に拡大。待機児童解消にも貢献。

家庭における養育支援の充実
- 幼稚園・保育所から総合施設（仮称）への移行及び地域子育て支援事業等の推進等により、家庭における養育の支援機能が強化。

地域における幼児教育・保育の計画的な整備（イメージ）

子ども・子育て家庭の状況及び需要

- 満3歳以上の子どもを持つ、保育所等を利用せず家庭で子育てを行う家庭（子ども・子育てのニーズ）学校教育＋子育て支援
- 満3歳以上の子どもを持つ、保育所等を利用する家庭（子ども・子育てのニーズ）学校教育＋保育＋子育て支援
- 満3歳未満の子どもを持つ、保育所等を利用する家庭（子ども・子育てのニーズ）保育＋子育て支援
- 満3歳未満の子どもを持つ、保育所等を利用せず家庭で子育てを行う家庭（子ども・子育てのニーズ）子育て支援

需要の調査・把握

市町村新システム事業計画（仮称）

計画的な整備

子ども・子育て支援給付（仮称）

- こども園（仮称）＝ 指定により、こども園給付（仮称）の対象※
- 小規模保育事業者 家庭的保育事業者 居宅訪問型保育事業者 等 ＝ 指定により、地域型保育給付（仮称）の対象

地域子育て支援拠点事業等

市町村が自ら相談等に応じるほか、こども園（仮称）や、その他の公共施設等を幅広く拠点として行う。

※ 指定対象は、質の担保のための客観的な基準を満たした施設。具体的には、総合施設（仮称）、幼稚園、保育所、それ以外の客観的な基準を満たした施設。総合施設（仮称）とは、従来「こども園（仮称）」と称していた学校教育と保育及び家庭における養育の支援を一体的に提供する施設。その名称については、今後検討。

社会的養護の現状

保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に養護を行う。 対象児童は、約4万7千人。このうち、児童養護施設は約3万人。

里親	家庭における養育を 里親に委託	登録里親数	委託里親数	委託児童数
		7,180人	2,837人	3,836人
区分（里親は重複登録有り）	養育里親	5,823人	2,296人	3,028人
	専門里親	548人	133人	140人
	養子希望里親	1,451人	178人	159人
	親族里親	342人	341人	509人

ファミリーホーム	養育者の住居において家庭的養護を行う（定員5～6名）	
	ホーム数	49か所
	委託児童数	219人

施設	乳児院	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	自立援助ホーム
対象児童	乳児（特に必要な場合は、幼児を含む）	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童（特に必要な場合は、乳児を含む）	軽度の情緒障害を有する児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等
施設数	124か所	575か所	33か所	58か所	272か所	59か所
定員	3,794人	34,569人	1,539人	4,043人	5,430世帯	399人
現員	2,968人	30,594人	1,111人	1,545人	4,002世帯 児童5,897人	283人
職員総数	3,861人	14,892人	831人	1,894人	1,995人	256人

小規模グループケア	458カ所
地域小規模児童養護施設	190カ所

資料：福祉行政報告例（平成22年3月末現在）
※職員数は、社会福祉施設等調査報告（平成20年10月1日現在）
※児童自立支援施設は、国立2施設を含む（家庭福祉課調）
※自立援助ホームは、家庭福祉課調（施設数は平成22年3月末現在、その他は同年3月1日現在）
※小規模グループケア、地域小規模児童養護施設は家庭福祉課調(平成22年3月末現在)

各国の家族関係社会支出の対GDP比の比較（2007年）

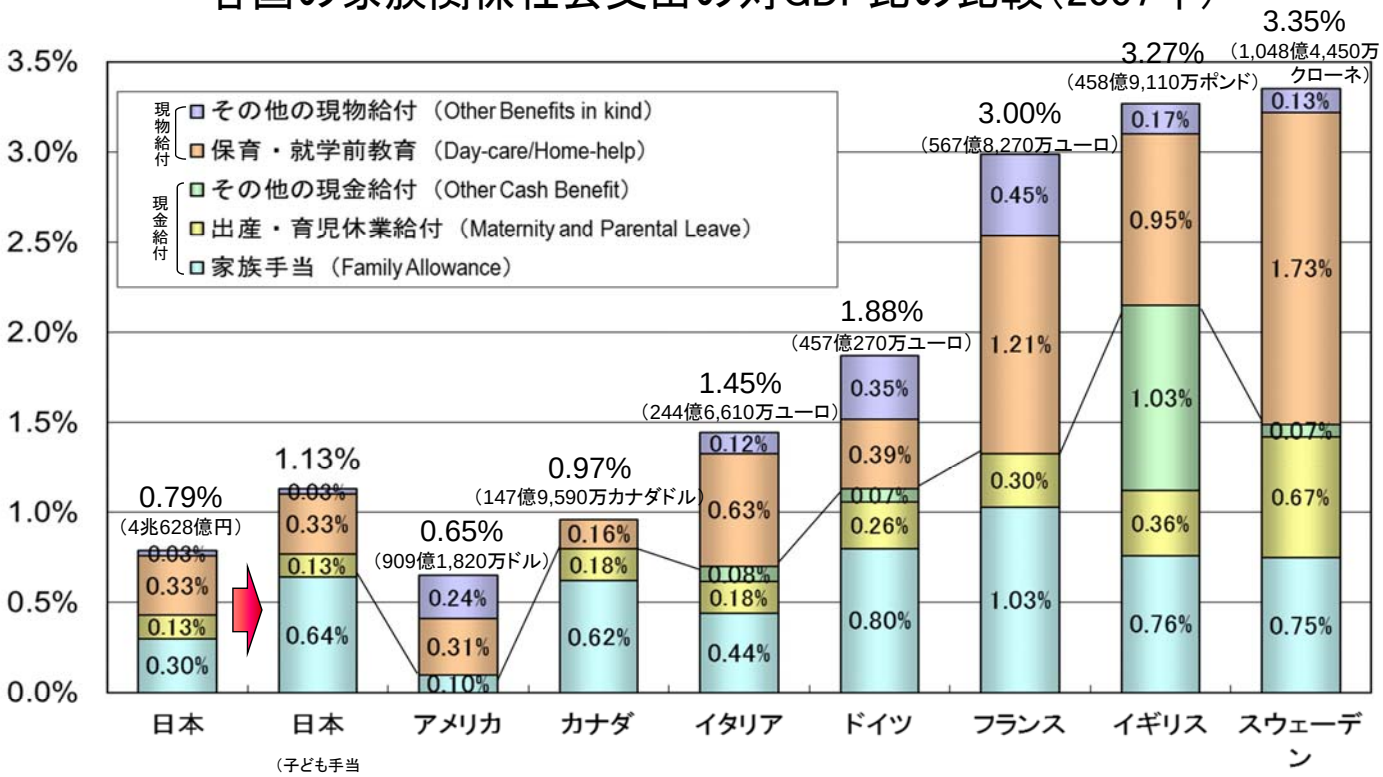

（注）「子ども手当（1万3000円）導入後」は、家族手当額について児童手当（2007年度9,846億円）を23年度当初予算における子ども手当給付額（2兆9,356億円）から上積み分（2,085億円）を減額したもの（2兆7,271億円）に単純に置き換えて試算したもの

（資料）OECD: Social Expenditure Database (Version: November 2008) 2010.11.9取得データ 等

○ 現物給付の年次推移

※ H23年度において、待機児童解消等のための費用を「その他」に計上。（＋約400億円）（費用区分別）
※ 上記の追加費用は国・地方にて計上している。（財源構成割合別）

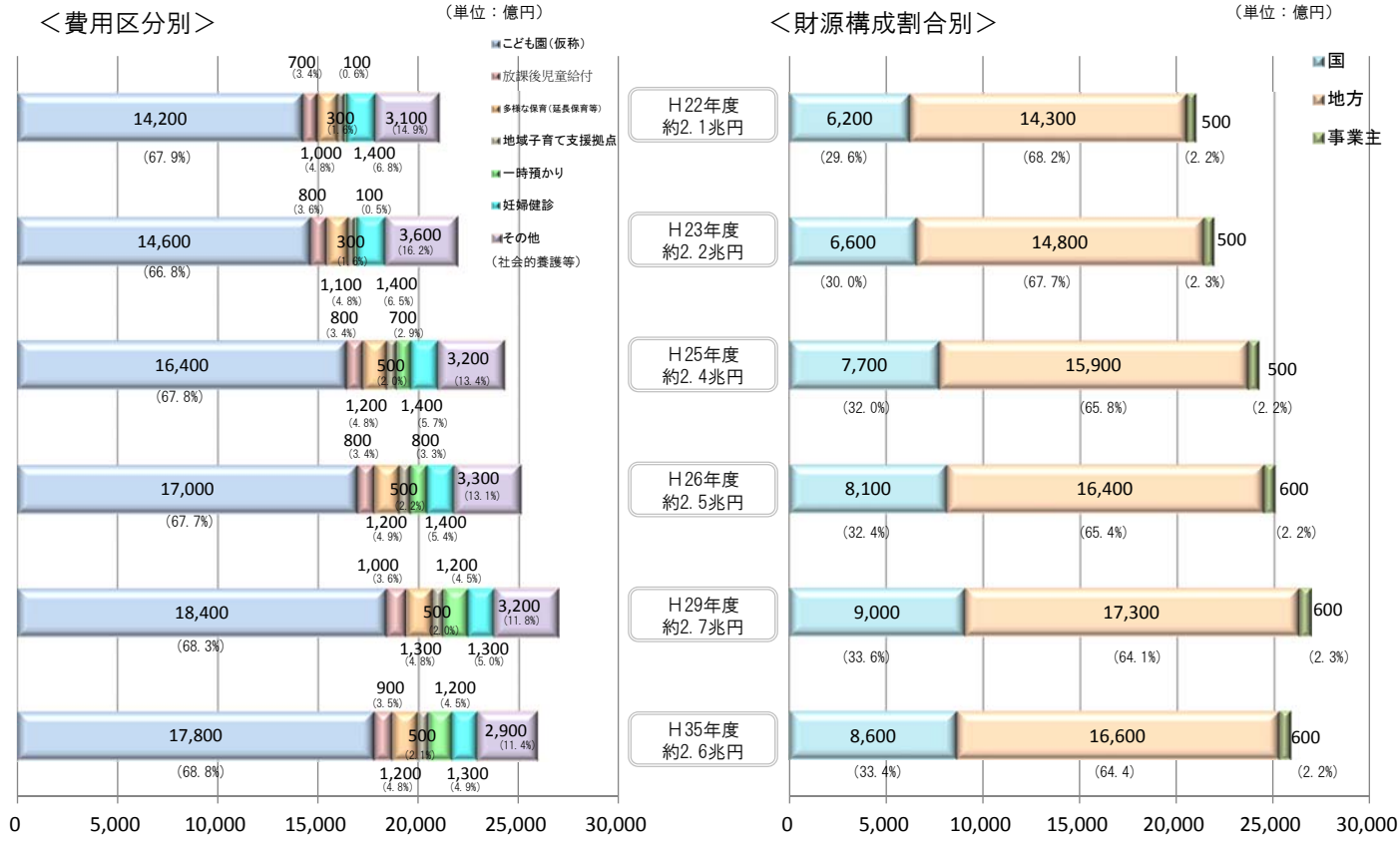

「子ども・子育てビジョン」

基本理念の転換（子どもと子育てを応援する社会）

家族や親が子育てを担う
≪ 個人に過重な負担 ≫

→

社会全体で子育てを支える
≪ 個人の希望の実現 ≫

○子どもが主人公（チルドレン・ファースト）
○「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へ
○生活と仕事と子育ての調和（M字カーブを台形型へ）

バランスのとれた総合的な子育て支援

≪子育て家庭等への支援≫
・子ども手当の創設
・高校の実質無償化
・児童扶養手当を父子家庭にも支給
・生活保護の母子加算

≪保育サービス等の基盤整備≫
・待機児童の解消に向けた保育や放課後対策の充実
・幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一体的な制度の構築に向けた検討

待機児童の解消等に向けた明確な数値目標（5年後の姿）

○潜在的な保育ニーズに対応した保育サービスの拡充

＜保育サービスを受けている子どもの割合＞

〔現状〕 3歳未満児の **4人に1人**（24%）
（3歳未満児： 75万人
全体 ：215万人）

※ 年5万人の増

〔H26〕 3歳未満児の **3人に1人**（35%）
（3歳未満児：102万人
全体 ： 241万人）

○放課後児童クラブの充実（主に小学校1～3年）

〔現状〕 **5人に1人**（81万人）

〔H26〕 **3人に1人**（111万人）

「企業の取組」を促進

○次世代認定マーク（くるみん）の取得促進（652企業 ⇒ 2,000企業）
○入札手続き等における対応の検討（企業努力の反映などインセンティブ付与）

「地域の子育て力」を重視

○すべての中学校区に地域子育て支援拠点を整備（7,100か所 ⇒ 10,000か所）
○商店街の空き店舗や学校の余裕教室・幼稚園の活用

「男性の育児参加」を重視

○男性の育児休業取得を促進
〔現状〕 男性育児休業取得率 **1.23%** 〔H29〕 **10%** ＊参考指標

○男性の育児参加を促進
〔現状〕 6歳未満の子どもをもつ男性の育児・家事時間 **1日 60分** 〔H29〕 **1日 2時間30分** ＊参考指標

主な数値目標等

安心できる妊娠と出産

	〔現状〕		〔H26目標値〕
○NICU（新生児集中治療管理室）病床数（出生１万人当たり）	21.2床	⇒	25～30床
○不妊専門相談センター	55都道府県市	⇒	全都道府県・指定都市・中核市

潜在的な保育ニーズにも対応した保育所待機児童の解消

	〔現状〕		〔H26目標値〕
○平日昼間の保育サービス（認可保育所等）（3歳未満児の保育サービス利用率）	215万人（75万人（24%））	⇒	241万人（102万人（35%））
○延長等の保育サービス	79万人	⇒	96万人
○病児・病後児保育（延べ日数）	31万日	⇒	200万日
○認定こども園	358か所	⇒	2000か所以上（H24）
○放課後児童クラブ	81万人	⇒	111万人

社会的養護の充実

	〔現状〕		〔H26目標値〕
○里親等委託率	10.4%	⇒	16%
○児童養護施設等における小規模グループケア	446か所	⇒	800か所

地域の子育て力の向上

	〔現状〕		〔H26目標値〕
○地域子育て支援拠点事業	7100か所（市町村単独分含む）	⇒	10000か所
○ファミリー・サポート・センター事業	570市町村	⇒	950市町村
○一時預かり事業（延べ日数）	348万日	⇒	3952万日
○商店街の空き店舗の活用による子育て支援	49か所	⇒	100か所

男性の育児参加の促進

	〔現状〕		〔H26目標値〕
○週労働時間60時間以上の雇用者の割合	10%	⇒	半減（H29） ＊参考指標
○男性の育児休業取得率	1.23%	⇒	10%（H29）＊参考指標
○6歳未満の子どもをもつ男性の育児・家事関連時間（1日当たり）	60分	⇒	2時間30分（H29）＊参考指標

子育てしやすい働き方と企業の取組

	〔現状〕		〔H26目標値〕
○第１子出産前後の女性の継続就業率	38%	⇒	55%（H29）＊参考指標
○次世代認定マーク（くるみん）取得企業数	652企業	⇒	2000企業

子ども・子育て新システム検討会議体制図

少子化社会対策会議　※全閣僚で構成　　行政刷新会議

「子ども・子育て新システム検討会議」

【共同議長】玄葉　光一郎　国家戦略担当大臣
与謝野　馨　内閣府特命担当大臣（少子化対策）
蓮　舫　内閣府特命担当大臣（行政刷新）

【構成員】片山　善博　総務大臣
野田　佳彦　財務大臣
高木　義明　文部科学大臣
細川　律夫　厚生労働大臣
海江田　万里　経済産業大臣
内閣官房副長官

「作業グループ」

【主　査】末松　義規　内閣府副大臣（少子化対策）

【構成員】逢坂　誠二　総務大臣政務官
吉田　泉　財務大臣政務官
林　久美子　文部科学大臣政務官
小宮山洋子　厚生労働副大臣
田嶋　要　経済産業大臣政務官
阿久津幸彦　内閣府大臣政務官（国家戦略担当）

「子ども・子育て新システム検討会議事務局」

【事務局長】
内閣府副大臣（少子化対策）
【事務局長代理】
関係府省の局長クラスから事務局長が指名
【事務局次長】
関係府省の審議官クラスから事務局長が指名
【事務局員】
関係府省の職員から事務局長が指名

基本制度ワーキングチーム　幼保一体化ワーキングチーム　こども指針（仮称）ワーキングチーム

基本制度・幼保一体化・こども指針（仮称）ワーキングチームの設置

（平成22年9月16日子ども・子育て新システム検討会議作業グループ決定）

子ども・子育て新システム検討会議作業グループ（副大臣、政務官級会合）の下に、以下の3つのワーキングチームを設置。

子ども・子育て新システム検討会議作業グループ

基本制度WT

- 子ども・子育て新システムの検討に当たって、子ども・子育て新システムの全体像や子ども・子育て会議（仮称）の運営の在り方等について、関係者と意見交換等を行う
- 「子ども・子育て会議（仮称）」への移行も視野に入れて開催
- 「幼保一体化ワーキングチーム」及び「こども指針（仮称）ワーキングチーム」における検討状況について、必要に応じて、報告を受ける

幼保一体化WT

- こども園（仮称）の機能の在り方など、幼保一体化の具体的な仕組みを専門的に検討する
- 本ワーキングチームにおける検討状況については、必要に応じて、「基本制度ワーキングチーム」に報告する

こども指針（仮称）WT

- 専門的検討が必要であり、また期間を要する「こども指針（仮称）」について、先行して議論を開始する
- 本ワーキングチームにおける検討状況については、必要に応じて、「基本制度ワーキングチーム」に報告する